杉 並 X 立 杉 亚 芸 紨 会 館 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例

右 の 議 案 を 提 出 す る

平 成 + 年 月 + 六 日

提 出 者

杉

並 \overline{X} 長

田

宏

Щ

X 立 杉 亚 芸 紨 会 館 条 例 の _ 部 を

改

正

す

る

条

例

例

第

五

+

号

 \smile

の

部

を

次

の

ょ う

に

改

杉

並

並 X 立 杉 並 芸 紨 会 館 条 例 $\overline{}$ 平 成 + 七 年

杉 並 X 条

る

正 す

杉

第 五 条 第 項 中 \neg 別 に 定 め る _ を _ 別 表

第

—

の

۲

お

IJ

۲

す

る

_

に

改

め

同

条 第

兀

項

を

同

し

同

条

第

項

の

次

に

次

の

項

を

加

え

る

第 前 五 項 項 の لح 規 L 定 に 同 か 条 か 第 \equiv わ 5 項 ず を 同 別 条 第 に 定 四 め 項 る لح

۲

こ

3

に

ょ

IJ

あ

5

か

じ

め

X

に

登

録

さ

れ

て

L١

る

の

利

用

料

金

は

別

表

第

_

の

لح

お

IJ

لح

す

る

3

条

が 利 用 す る 場 合 に お け る 会 館 の 施 設 及 表 び 第 そ

の 五 条 規 定 第 に ょ 項 中 1) 規 _ 則 別 で に 定 定 め め る る 額 額 _ を に 改 _ め 別

第

兀

項

第

+

丑

体

別 表 第 中 \neg 利 用 料 金 _ لح あ る の は _ 使 用 料 ᆫ لح 読 み 替 え る に

同

条

第

Ξ

項

中

 \neg

読

み

替

え

る

を

 \neg

別

表

第

及

び

別

表

第

に

定

め

る

額

並

び

に

第

五

条

附

則

第

頂

た

だ

し

書

中

_

及

び

次

項

ഗ

規

定

を

削

IJ

_

附

則

第

Ξ

項

及

び

第

兀

項

を

次

項

改

め

る

及

び

及 び 附 則 第 \equiv 項 に 改 め る。

附 則

中 第 _ 項 を 削 IJ 第 Ξ لح U

項 を 第 項 第 兀 項 を

第 Ξ 項

لح す

る。

一小劇場・区民ホール等別表第一(第五条、第十五条関係)

		小劇		区民		皮 阿	ホリ踊派	ルー	
	_	場		ホール		2 波	用外集りの会及利以で	月集 会 利	Ā
	分	平日	に規定する休日 号。以下「祝日 は関する法律 に関する法律 に関する法律 に関する法律	平日	定する休日とは祝日法に規	平日	定する休日とは祝日法に規とては祝日法に規	平日	土曜日、日曜日
	正午まで)(午前九時から	二二、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	八、四〇〇円	八、四〇〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円
利	午後五時まで)(午後一時から午後	四四、〇〇〇円	五三、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	、000円	一三、〇〇〇円	五、五〇〇円	六、五〇〇円
用 料 金	午後十時まで)(午後六時から	五八、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	、000円	一三、〇〇〇円	五、五〇〇円	六、五〇〇円
	後十時まで)(午前九時から午	、000円	- 三四、〇〇〇円	六八、〇〇〇円	七九、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	一三、五〇〇円	一五、〇〇〇円

付 2 1 記 う用 区利小ち料利 劇最金 用 八 ホ 料 場 高 の 金をの五が は公 も 入 演 のに場 のを相料 当 練 い そ うす。。。 をたてるの利習 の る他 とを料準〜 額 Ξ す 利 金 備 が を れ の又規 加 に 五は 則 え類 割後で たす 場に片定額る 合 相 付 めとも 当 け るすの す〜 額 るへ る公 以 以 料額演下た下 とののだ す当場し入 〉場 る日 合 に に入料 行 つ 場 等 うい料し もて等と のはのい を 額う 除こへ くの利)。限用を 限用を 以り者徴 でが収 下 同 な λ す じ い 場 る 者 場

3

- 1

の

にル

当 舞

る用

す

る

の

利

用

金

は

規

定

利

用

料

金

 $\overline{}$

λ

場

料

等

を

徴

収

す

る

場

合

は

付

記

1

に

ょ

る

 $\overline{}$

の

た

め

に

利

用

す

る

場

合

合

人の

か利

ら用 徴 料

収 金

すは

る

金 規

額 定

の 利

す

の

用

規

台 定

額

用の民

間割

超相

し

額徴な利額み用

用時利~ 料間

金 今 時

記入時を

場間

等 満

料に過

収い用

数る

は場

合

理

区す端す

ルはこは

付れ

記を管

に 時 上

よ間支

ると障

劇以限

を同利

公じ用

練 に 認

習 つ し

き

備 利 の

又 用

以はを合

下後承の

同片認利

じ付し用

のた間は

割に分超

相 用 規 時

当 す 定 間

三め区

に 利

けた料

の時金

の 過

るな

L١

IJ

を

承

こ

場

利額すが

場 下

記の〜

準

小

る利

場

2

に

ょ

る

民 る

の

舞

台 1

の

み

を

用

す

る

場

合

は

付 演

3

に

ょ

る

額

ホ 場

合

	けいこ場 3		け い こ 場 2		け い こ 場 1	
定する休日とは祝日法に規土曜日、日曜日	平日	定する休日又は祝日法に規土曜日、日曜日	平日	定する休日又は祝日法に規土曜日、日曜日	平日	定する休日
二、二〇〇円	二、〇〇〇円	一、九〇〇円	一、八〇〇円	四、八〇〇円	四、三〇〇円	
四、五〇〇円	四、一〇〇円	三、九〇〇円	三、六〇〇円	九、六〇〇円	八、七〇〇円	
六 〇 〇 〇	五、五〇〇円	五、三〇〇円	四、八〇〇円	一二、〇〇〇円	、	
、000円	10、000円	九、九〇〇円	九、一〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	

5 す 午る 額 前 ۲ ۲ 午す る。 後 又 は た だ 午 後 し と 、 ۲ 夜 全 間 日 を の 引 時 き間 続 区 き 分 利に 用 ょ IJ す る 利 場 用 合 す の る 中場 間合 時 は 間 に夜 間 対 U の て規 は定い利 利 利 用 用 料 料 金 金 の を三 徴 割 収 に し 相 な 当 い す 。 る 額 ۲ す る。

 (\Box) 叼 波 踊 IJ ホ 1 ル $\overline{}$ 叼 波 踊 IJ 利 用

阿 波 踊 IJ ホ Ι ル X $\overline{}$ 分 冏 波 踊 IJ 利 用 午 前 九 時 か 5 午 後 利 用 五 時 料 0 ま 金 0 で $\overline{}$ 円 時 午 間 後 当 た 時 IJ か 5 午 後 +七 時 0 ま 0 で 円

付

2 1 記 場 料 等 を 徴 収 す る の 利 用 料 に つ しし の の 付 記 の 例 に よる。

利 入 時 間 用 に 時 つ 間 き 、 を 超 利 過 用 し をて 承 利 場 認 用合 す し た る 時 場 間 合 区は金分、に 分 の 管 規 理 定 上て 利 支は 用 障 料 が (一) 金 な の い表 額 限 ۲ IJ す 利 る用。を を 承 認 し、 ح の 場 合 の 利 用 料 金 は、 超 過 時 間

別 登 表 第 第 五 料 条 第 +五 条 関 係

録 寸 体 利 用 金

		区民ホール) 阿 改 波	り 外 の 利 の 利
	区分	平日	定する休日とは祝日法に規	平日	又は祝日法に規 土曜日、日曜日
	正午まで)(午前九時から	六、五〇〇円	六、五〇〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円
利用	午後五時まで)(午後一時から	一三、五〇〇円	一六、〇〇〇円	五、五〇〇円	六、五〇〇円
円料金	午後十時まで)(午後六時から	一八、〇〇〇円	二一、五〇〇円	五、五〇〇円	六、五〇〇円
	午後十時まで)(午前九時から	三四、〇〇〇円	三九、五〇〇円	一三、五〇〇円	一五、〇〇〇円

付 中 記 間 附 時 入 間場 の料 は、 則 取 等 扱をい徴 に収 つすいる て 場 は合、及 別び 表区 第民 - ホ (-)」 のル 表の の付記の開始を利用 の例による。利用する場合の の 利 用料 金 、 超 過 時 間 及びそ の利 用料金

こ

の

条

例

公

布

の

日

か 5

施

行

す る。

	けい		けい		けい		ル
	こ 場 3		こ 場 2		こ 場 1	Я	集会利
定する休日とは祝日法に規土曜日、日曜日	平日	定する休日とは祝日法に規土曜日、日曜日	平日	定する休日又は祝日法に規土曜日、日曜日	平日	定する休日とは祝日法に規土曜日、日曜日	平日
一、一〇〇円	1、000円	九五〇円	九〇〇円	二、四〇〇甲	二、一五〇円	二、一〇〇円	二、100円
二、二五〇円	二、〇五〇円	一、九五〇円	一、八〇〇円	四、八〇〇円	四、三五〇円	三、二五〇円	二、七五〇円
三、〇〇〇円	二、七五〇円	二、六五〇円	二、四〇〇円	六、〇〇〇円	五、五〇〇円	三、二五〇円	二、七五〇円
五、五〇〇円	五、〇〇〇円	四、九五〇円	四、五五〇円	一一、五〇〇円	一〇、五〇〇円	七、五〇〇円	六、七五〇円
	する休日 一、一〇〇円 二、二五〇円 三、〇〇〇円 五、五〇〇曜日、日曜日 一、一〇〇円 二、二五〇円	による休日 上曜日、日曜日 一、一〇〇円 二、二五〇円 三、〇〇〇円 五、五〇〇 いこ場3 平日 一、〇〇〇円 二、二五〇円 三、七五〇円 五、五〇〇	により 定する休日 一、一〇〇円 二、二五〇円 三、〇〇〇円 二、六五〇円 四、九五〇〇 1、2 1、1 1、1 1、1 1	いこ場2 平日 土曜日、日曜日 一、一〇〇円 一、九五〇円 一、九五〇円 二、六五〇円 四、九五〇円 大は祝日法に規 定する休日 一、一〇〇〇円 二、二五〇円 二、六五〇円 四、九五〇 大は祝日法に規 定する休日 一、一〇〇〇円 二、二五〇円 二、六五〇円 四、九五〇 大五〇〇〇 一、一〇〇〇 二、二五〇円 二、二五〇円 四、五、〇〇〇	によっる休日 土曜日、日曜日 二、四〇〇円 四、八〇〇円 二、五〇〇円 いこ場2 平日 一、〇〇〇円 一、八〇〇円 二、四〇〇円 一、六五〇円 一、五五〇円 一、五五〇円 一、五五〇〇 五、五〇〇〇 一、五、〇〇〇円 一、五、五〇〇 一、五、二五〇〇 一、五、〇〇〇円 一、五、二五〇〇 一、五、二五〇〇 一、五、二五〇〇 一、五、二五〇〇 一、五、二五〇〇 一、五、二五〇〇 一、五、二五〇〇 一、五、二二〇〇 一、五、二五〇〇 一、五、二五〇〇 一、五、二五〇〇 一、五、二二二二〇〇 一、五、二二〇〇 一、五、二二〇〇 一、五、二二〇〇 一、五、二二〇〇 一、五、二二〇〇 一、五、二二〇 一、五、二二〇 一、五、二二〇 一、二、二二〇〇 一、五、二二〇 一、五、二 二、二二〇 一、五、二 二、二二〇 一、五、二二〇 一、五、二 二、二 二、二 二、二二 二、二	11	1

ルーホ

用

定

する

休

日

杉並芸術会館の利用料金を定める等の必要がある。

り消し、又は期間を定めて管理の業務の全	2 前項の規定により指定管理者の指定を取	第十五条 略	(指定管理者の指定の取消し等)	5 略	4 略	する。	及びその利用料金は、別表第二のとおりと	る団体が利用する場合における会館の施設	ころにより、あらかじめ区に登録されてい	3 前項の規定にかかわらず、別に定めると	一のとおりとする。	2 会館の施設及びその利用料金は、別表第	第五条 略	(利用料金等)	新
リ 消 し	2 前項	第十五条	(指定)	4	3						める	2	第五	(利 利	
、 又 は 期	の 規 定	略	管理者の指								0	会館の施設及	条略	用料金等)	IΒ
又	の 規		理 者								ର 	館の施		料金等	旧条

杉並区立杉並芸術会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

抄)

停 1) 長 部 合 が 若 止 に 臨 限 の 新 L < 期 た 時 る 間 に に は が 指 会 終 定 館 部 の 了 管 停 の $\overline{}$ す 理 利 管 止 る 者 理 を 用 ま を 運 命 料 で 指 営 じ 金 の 定 を た の 間 行 場 収 し う 合 受 又 لح 等 を \overline{X} 長 は ㅎ で 含 当 は に む 該 限 \overline{X} 場

別 範 五 条 井 表 第 第 内 四 に お 項 及 61 の び 規 別 て 定 表 第 X に 長 ょ 1) が に 規 定 定 則 め め る で る 定 額 使 亚 用 め 料 る び に を 額 徴 第 の

収 す る

3

う。 じ 者 場 第 合 六 前 以 に 条 項 第 下 お 及 の + لح こ ١J 場 び Ξ あ の て 第 合 条 る 条 七 に に 第 か 条 あ の 規 つ 5 五 は の 定 第 条 規 て \neg す 七 X 第 定 は る 長 条 を 指 ま 頂 準 第 定 で 中 用 五 管 に す 条 理 お る 第 指 者 利 L١ 定 を 用 て 管 こ 項 料 同 理 11 の

第

七

条

中

利

用

料

金

لح

あ

る

の

は

使

用

長

لح

別

表

第

及

び

別

表

第

中

利

用

料

۲

指

定

管

理

者

۲

あ

る

の

は

_

X

金

لح

あ

る

の

は

使

用

料

ح '

第

六

条

及

び

۲

_

停 1) 長 合 部 止 が に 若 臨 限 の 新 し 期 < た 時 る 間 に に は 指 会 が 終 定 館 の 部 了 管 の 停 $\overline{}$ す 理 管 利 止 理 る 者 を 用 を 運 命 料 ま 営 じ で 指 金 の 定 を た の 間 行 場 収 し う 合 受 又 لح 等 \overline{X} を 長 は き で 含 当 は に む 該 限 X 場

別 に 定 め る 額

範 井 内 に お L١ て \overline{X} 長 が 定 め る 使 用 料 を 徴

の

第 収 六 す 前 条 項 る 及 の 場 び 合 第 七 に 条 あ つ の て 規 定 は

3 ڹ う。 料 第 金 者 場 長 _ 七 合 لح ح لح 条 以 第 に _ 下 読 あ お 中 + こ لح る 11 み Ξ の の あ て 替 条 指 利 え 条 る は 用 に 定 第 の か 規 管 料 は 5 五 使 定 理 金 第 条 _ 用 す 者 七 第 料 X る لح 長 条 を ۲ あ 指 لح ま 頂 準 第 る あ ۲ 定 で 中 用 五 る の 管 第 に す 条 **ഗ** は 理 六 _ お 指 る 第 は 条 利 者 定 L١ 使 及 を 管 こ 頂 用 7 用 び 理 X 料 同 L١ の

3 2 1 項 す 金 第 行 の る + 日 ۲ 略 略 こ Ξ の 附 す لح の 条 ۲ 条 規 は あ か 例 公 る 定 11 則 う。 布 5 は、 は の 平 第 の は + $\overline{}$ 規 成 日 則 + か 八 か 使 5 条 八 5 で 用 年 定 ま 施 次 行 め 兀 で 項 る 月 す لح の る。 及 規 日 読 定 日 び $\overline{}$ み 以 か 附 た 替 下 5 則 だ え 施 第 ŕ る 施 行 Ξ も 4 3 2 1 す が 兀 \odot 第 行 の 行 る 規 + 日日 略 略 定 日 第 項 こ ح Ξ す ま 五 定 の 附 め の 条 で る。 5 は 条 لح 条 規 第 れ に か 例 則 公 11 定 う。 は、 る 同 は 布 5 も 平 項 第 項 の の + が $\overline{}$ の 成 日 規 改 とする。 + 利 則 か 八 か 正 用 八 5 条 5 で さ 料 年 定 ま 施 れ 金 附 で 行 め 兀 則 す に 月 の る 第 規 る。 日 利 Ξ 定 用 ١J 日 $\overline{}$ 及 以 料 か 項 た て 及 だ び 5 下 金 は び 次 の 施

第

行

項

施

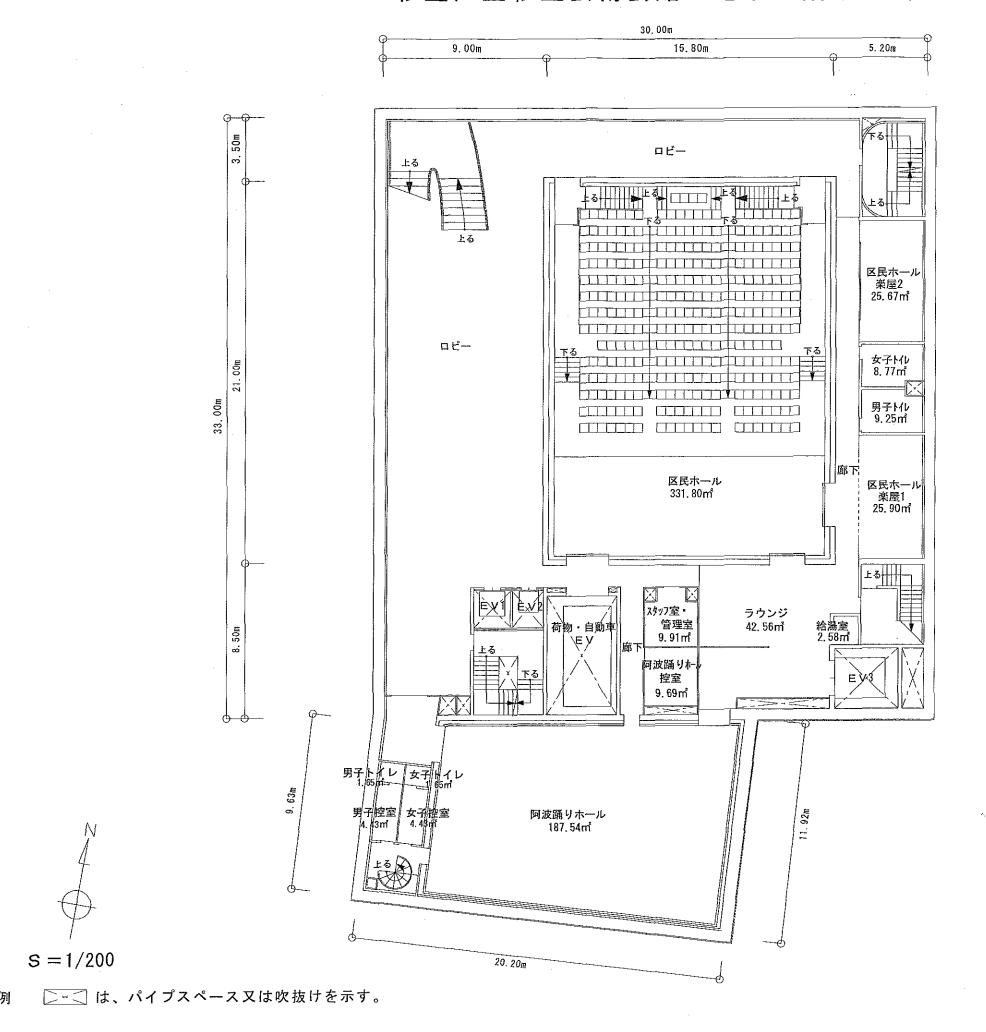
も

施

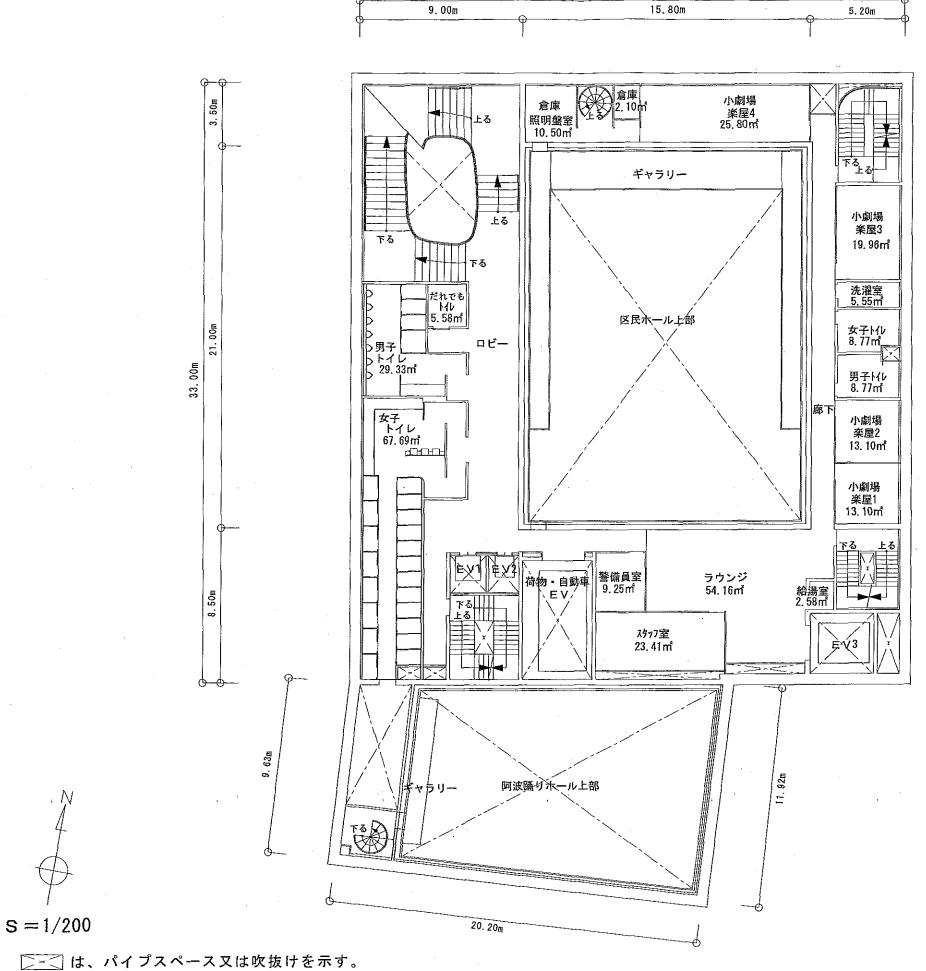
杉並区立杉並芸術会館 地下3階平面図



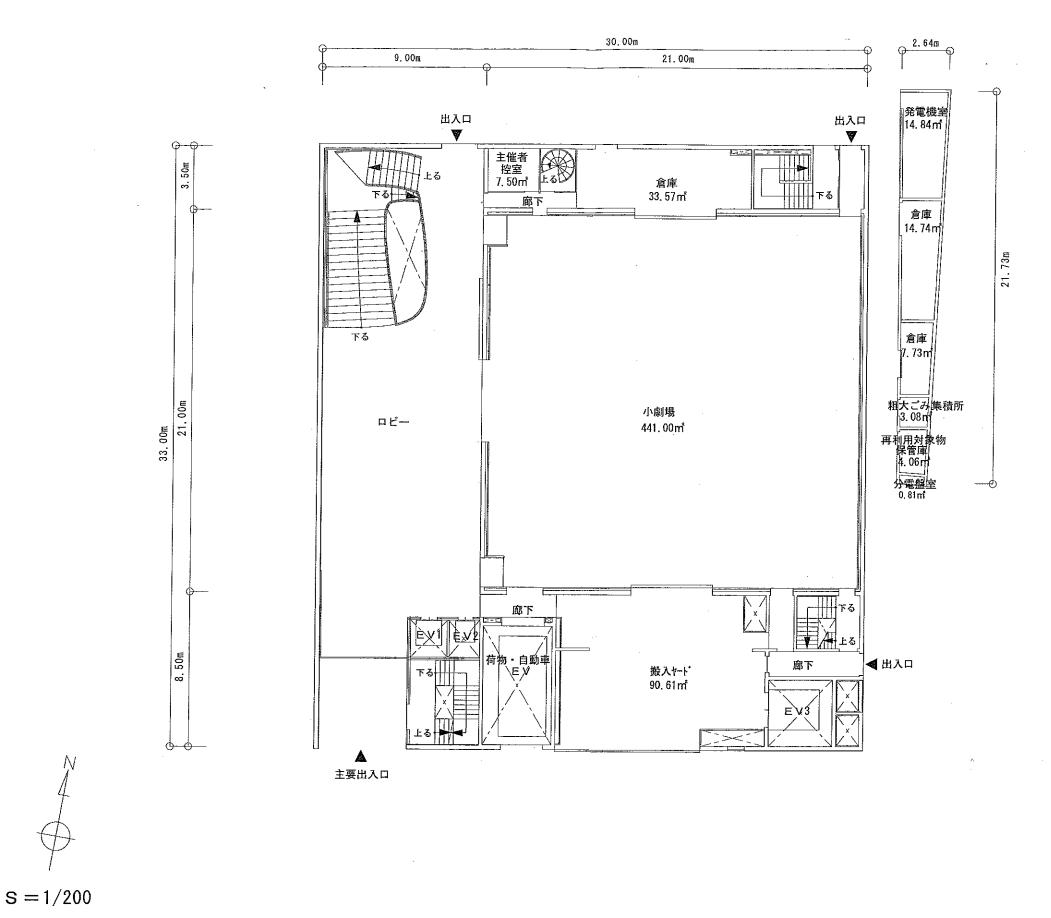
杉並区立杉並芸術会館 地下2階平面図



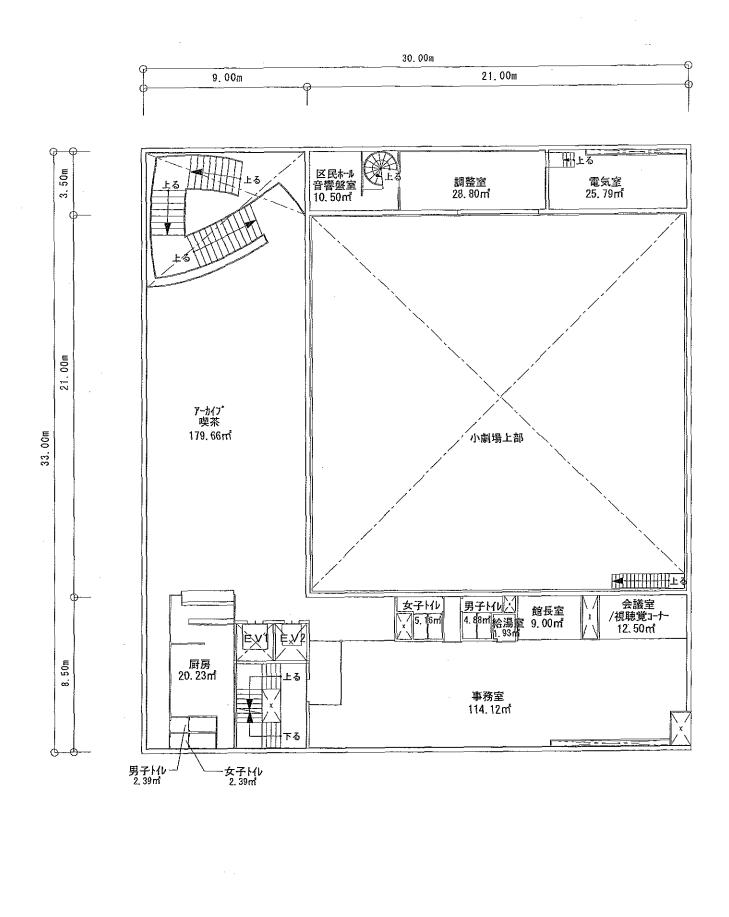
杉並区立杉並芸術会館 地下 1 階平面図



杉並区立杉並芸術会館 1階平面図



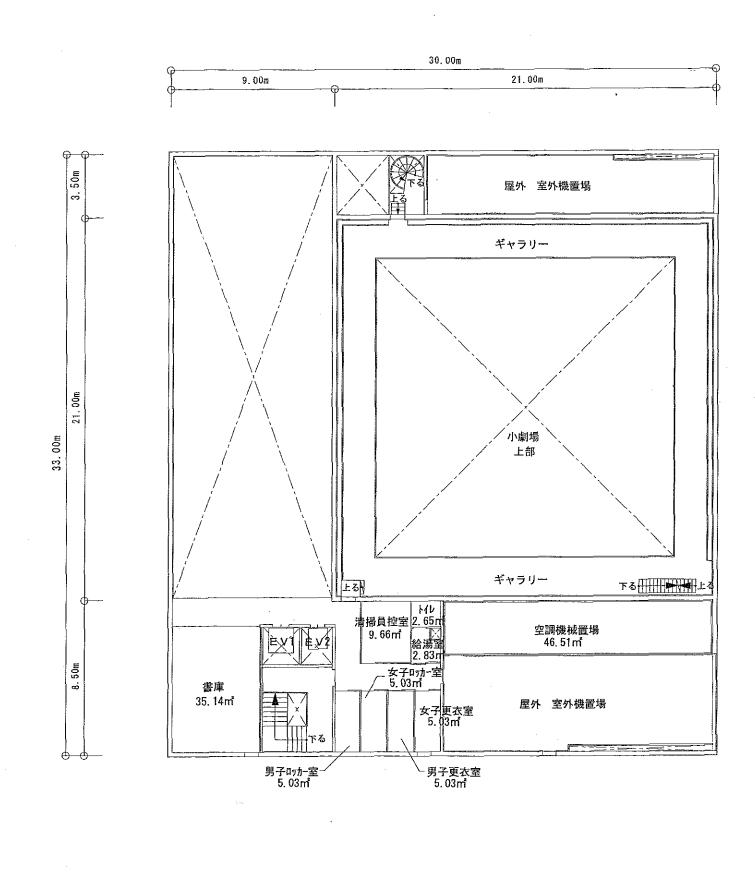
杉並区立杉並芸術会館 2階平面図



例 ②・ は、パイプスペース又は吹抜けを示す。

s = 1/200

杉並区立杉並芸術会館 3階平面図



+

s = 1/200

凡例 ②・ は、パイプスペース又は吹抜けを示す。